

令和6年度（2024年度）介護職員等のたん吸引等研修事業 落札者決定基準

令和6年（2024年）2月15日
北海道保健福祉部高齢者保健福祉課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和6年度（2024年度）介護職員等のたん吸引等研修事業（以下「事業」という。）の総合評価競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された事業の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ企画提案書の評価を行い算出した入札価格以外の要素に係る評価点（以下「事業評価点」という。）と入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

4 事業評価点

事業評価点は、「令和6年度（2024年度）介護職員等のたん吸引等研修事業評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に、5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 事業評価点の評価方法

(1) 評価基準に記載する必須の評価項目については、要求水準をどの程度満たしているのかを判定する。

更に優れた提案が行われたと判定する場合に、その提案内容に応じて、評価基準に示す点数の範囲内で加点する。

(2) 上記(1)の評価は、道が開催した令和6年度（2024年度）介護職員等のたん吸引等研修事業に係る総合評価審査会において審査する。

6 価格評価点と事業評価点の配分得点

価格評価点と事業評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と事業評価点の配分については、厳しい道財政を踏まえ、価格評価点が重要であるが、入札者の提案内容によって当該業務の成果に大きく影響するため、その配分割合は 価格評価点：事業評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の配分得点	事業評価点の配分得点	合計
配点	50点	150点 うち基礎点 50点 うち加点 100点	200点

**令和6年度（2024年度）介護職員等のたん吸引等研修事業
評価項目、評価基準及び配点**

評価項目	評価区分	基礎点	加点上限	合計
1 業務遂行能力		20	50	70
(1)業務を行う職員の配置、実施体制などが具体的に記入されているか。	必須	10		10
職員が各研修実施に係る専門的な知識、実務経験を有しており、当該委託業務を遂行するのに必要な体制が確保されているか。	加点		20	20
(2)業務スケジュールが具体的に記入されているか。	必須	5		5
業務スケジュールは適切か。	加点		10	10
(3)喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営が具体的に記入されているか。	必須	5		5
委員会の設置及び運営は適切に行われるか。 特に受講者の修得程度の審査については透明性が確保される方法により決定されるか。	加点		10	10
(4)業務の遂行に当たりノウハウ(実績)を活かした工夫や独自性があるか。	加点		10	10
2 研修の実施		20	40	60
(1)各研修ごとの開催形式、開催地、開催日程、時間割が具体的に記入されているか。	必須	10		10
受講者のニーズ及び利便性に配慮した開催形式、開催地、日程等となっているか。	加点		20	20
(2)各研修の講師、テキストや補助資料が具体的に記入されているか。	必須	10		10
各研修の適切な実施のため経歴、資格、経験等を有する講師となっているか。	加点		10	10
受講者に配慮した分かりやすいテキストや補助資料となっているか。	加点		10	10
3 研修受講者の募集等		10	10	20
(1)研修の周知方法が具体的に記入されているか。	必須	5		5
各研修ごとの周知方法は適切か。	加点		10	10
(2)受講者の選定方法が記入されているか。	必須	5		5
合 計		50	100	150

- ・ 5点満点の項目については、大変良いものは5点、良いものは4点、普通の場合は3点、やや劣るものは2点、劣るものは0点とする。
 - ・ 10点満点の項目については、大変良いものは10点、良いものは8点、普通の場合は5点、やや劣るものは3点、劣るものは0点とする。
 - ・ 15点満点の項目については、大変良いものは15点、良いものは11点、普通の場合は8点、やや劣るものは4点、劣るものは0点とする。
 - ・ 20点満点の項目については、大変良いものは20点、良いものは15点、普通の場合は11点、やや劣るものは5点、劣るものは0点とする。
- ※ フォローアップ研修について、道央圏以外の開催地の提案があり、適切な場合は評価を考慮することができる。
(例えば、良いもの(15点)から大変良いもの(20点)に1ランクアップすることが可能)